# 役員等の報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅葉会(以下「法人」という。)の理事、監事及び評議員 (以下、「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

#### (報酬)

- 第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。
- 2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその会議・研修に出席するときのほか、理事 長による専決や監事による監査の実施など、役員等が法人の業務(以下「法人業務」という。) に従事したときに限り支給する。
- 3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理事5,000円監事5,000円評議員5,000円

4 役員等報酬の年度内の総額の上限は、200,00円とする。

#### (費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。但し、その額が5,000円に満たないときは、実費額の支給とする。

#### (適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

## (規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。平成30年6月21日 一部改定